

理事長、理事、監事及び評議員の報酬・費用等に関する規程

社会福祉法人 東京育成園

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 東京育成園（以下「本法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬・費用・交通費等に関し必要な事項を定めることを目的とし、妥当性と透明性の確保を図るためのものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等は別表1及び別表2で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（宿泊費を含む）、手数料等及び諸会議出席のための交通費をいう。報酬等とは区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、常勤役員及び常勤的非常勤役員の職務執行の対価として別表1の報酬を支給することができる。

(退職慰労金)

第4条 退職慰労金は、別表2の額を支給することができる。ただし平成30年4月1日以降の勤務実績を対象とする。

(費用)

第5条 本法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第6条 本法人はこの規程を役員報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員はこの規程を適用しない。

(改正)

第8条 この規程の改正は評議員会の議決により行うものとする。

付 則 この規程は、平成16年4月1日より実施する
 この規程は、平成22年4月1日より改定して実施する
 この規程は、平成29年4月1日より改定して実施する
 この規程は、平成30年4月1日より改定して実施する
 この規程は、令和元年5月1日より改定して実施する

別表 1

名称	業務形態	報酬			
		労働条件通知	業務の報酬		諸会議出席の報酬
			基本給	賞与	
理事長	常勤(週40時間の業務遂行)の理事長の場合	有	396,200円+120,000円 ※120,000円は理事長基本給加算	基本給×国家公務員期末手当率	0円
	常勤的非常勤(週40時間未満の業務遂行)の理事長の場合	有	(396,200円+120,000円)×1週当りの業務執行時間÷40時間 ※120,000円は理事長基本給加算	基本給×国家公務員期末手当率	0円
	不定期に単発で業務を行う理事長の場合	無	5,000円/時間		15,000円
理事	常勤(週40時間の業務遂行)の理事の場合	有	396,200円	基本給×国家公務員期末手当率	0円
	常勤的非常勤(週40時間未満の業務遂行)の理事の場合	有	396,200円×1週当りの業務執行時間/40時間分	基本給×国家公務員期末手当率	0円
	不定期に単発で業務を行う理事の場合	無	5,000円/時間		15,000円
監事	監事監査等の監事としての業務の遂行	無	監事監査 20,000円/回		15,000円
評議員		無	無		15,000円

※1 諸会議とは、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会をいう。

別表 2

名称	業務形態	退職慰労金の額			備考
		労働条件通知	勤続年数	金額	
理事長	常勤（週 30 時間以上の業務遂行）の理事長の場合	有	1 年	601,000	
			2 年	1,203,000	
			3 年	1,804,000	
			4 年	2,405,000	
			5 年	3,007,000	
			6 年	3,608,000	
			7 年	4,209,000	
			8 年	4,811,000	
			9 年	5,412,000	
			10 年以上	6,013,000	
	常勤的非常勤（週 30 時間未満の業務遂行）の理事長の場合	有	上記の金額×1 週当りの契約時間数 ÷ 30 時間		
	不定期に単発で業務を行う理事長の場合	無	支給しない		
理事	常勤（週 30 時間の業務遂行）の理事の場合	有	1 年	451,000	
			2 年	902,000	
			3 年	1,353,000	
			4 年	1,804,000	
			5 年	2,255,000	
			6 年	2,706,000	
			7 年	3,157,000	
			8 年	3,608,000	
			9 年	4,059,000	
			10 年以上	4,510,000	
	常勤的非常勤（週 30 時間未満の業務遂行）の理事の場合	有	上記の金額×1 週当りの契約時間数 ÷ 30 時間		
	不定期に単発で業務を行う理事の場合	無	支給しない		